

全省標準最低賃金の調整に関する通知

蘇人社発[2011]5 号

各市、県(市)人民政府、省関連単位:

党の第十七度五中全会と省委の第十一度九回全会で決定された生活の保障と改善に関する政策を徹底させ、低所得労働者の賃金水準を着実に引上げるため、省政府の同意を経て、2011 年 2 月 1 日より全省の最低賃金を以下のように調整する。

一、月額標準最低賃金: 一類地区 1140 RMB
二類地区 930 RMB
三類地区 800 RMB

非全日制労働者の時給標準最低賃金: 一類地区 9.2 RMB
二類地区 7.5 RMB
三類地区 6.5 RMB

二、標準最低賃金は以下の内容を含まない。

残業、補填手当: 昼残業、深夜残業、高温、低温、地下、有毒有害等の特殊労働環境に対する手当。

法律、法規、国家规定による労働者に対する福利厚生待遇。

雇用側が支払う賃金は、上記項目と個人が最低限度額に基づいて納付する住房公積金を控除した後で、標準最低賃金を下回ってはいけない。

三、各市、県(市)人民政府は規定の期限内に、調整後の標準最低賃金を社会に公布してください。

2011 年 1 月 4 日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。